

(証券コード8006)
2026年6月4日

株 主 各 位

千葉県船橋市宮本四丁目18番6号
ユアサ・フナショク株式会社
代表取締役社長 山 田 共 之

第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.yuasa-funashoku.com/investors/>
(上記ウェブサイトアクセスいただき「第55回定時株主総会招集ご通知」をご覧ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
(上記ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ユアサ・フナショク」又は「コード」に当社証券コード「8006」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時

2. 場 所 千葉県船橋市本町1丁目10番10号
船橋商工会議所会館6階（大ホール）
（末尾の株主総会会場のご案内をご参照ください。）

3. 目的事項 報告事項

1. 第55期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第55期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合、最後の議決権行使を有効といたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」、
「会社の支配に関する基本方針」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告ならびに連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

◎本総会におけるご出席株主様へのお土産のご用意はございません。

◎今後、株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2026年6月26日（金曜日） 午前10時

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから議決権行使サイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日） 午後5時30分入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。

書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日） 午後5時30分到着分まで

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ※ インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申し上げます。

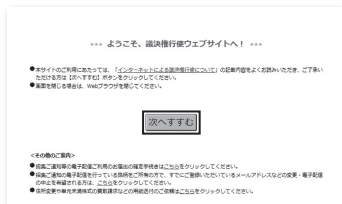
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>



バーコード読み機能付のスマートフォンを利用して右上の2次元コードを読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォンの取扱説明書をご確認ください。

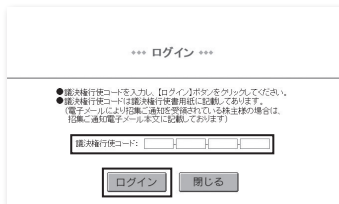
議決権行使期限：2026年6月25日（木曜日）午後5時30分入力完了分まで

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



・「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



・「議決権行使コード」を入力
・「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



・「パスワード」を入力
・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
フリーダイヤル 0120-652-031（受付時間 9:00～21:00）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営上の重要政策のひとつと考えており、業績や財務状況を勘案し安定的な配当を行うことを基本としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績や今後の経営環境等を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき33円 総額582,861,477円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月29日

招集
ご通知

株主
総会参考
書類

事業
報告

連結
計算書
類

計算
書類

監査
報告

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 株主の皆様への利益還元の機会を充実させるため、会社法第 454 条第 5 項の規定に基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができるよう所要の変更を行うものです。
- (2) 上記のほか、変更に伴う条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 後
(剰余金の配当の基準日) 第36条 (条文省略)	(剰余金の配当の基準日) 第36条 (現行どおり)
(新設)	<u>(中間配当)</u> <u>第37条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u>
(配当の除斥期間) <u>第37条</u> (条文省略)	(配当の除斥期間) <u>第38条</u> (現行どおり)

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社株式の数
き ほら しん じ 木 原 新 二 (1959年7月13日生)	1982年 4 月 株式会社千葉銀行入行 2001年 6 月 同行天津支店長 2010年 6 月 同行営業開発部副部長 2011年 6 月 同行茂原支店長 2014年 6 月 同行執行役員中央支店長 2015年 6 月 同行執行役員本店営業部長 2016年 6 月 同行常務執行役員本店営業部長 2017年 6 月 株式会社総武取締役社長 2020年 6 月 当社社外監査役 2023年 6 月 ちば債権回収株式会社取締役会長 2024年 6 月 当社補欠監査役 現在に至る	一株
補欠の社外監査役候補者とした理由 木原新二氏は、2020年6月から2024年6月まで当社の社外監査役として適正な監査を実施しておりました。また、金融機関における長年の経験と豊富な知見を有しており、当社の健全な経営に資すること、中立、公正な視点から監査等を行うことができると判断したため、補欠の監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 木原新二氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は当社の取締役及び監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

事業報告

(2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、雇用や所得環境の改善、堅調なインバウンド需要等を背景に、景気は緩やかな回復基調で推移した一方で、米国の通商政策や緊迫した中東情勢を発端とする世界経済の減速リスク、長期化する物価高等、依然として先行きが不透明な状況が続きました。

食品流通業界におきましては、原材料や輸送コスト、人件費高騰等に伴う家庭用商品の値上げにより消費者マインドが弱含みで推移するなど、引き続き厳しい経営環境となりました。

ビジネスホテル業界におきましては、ビジネスやレジャー客及び訪日外国人の宿泊が順調に推移しましたが、依然として人手不足が大きな懸念材料となっており、燃料費や物価高騰により利益が圧迫され厳しい環境となりました。

このような状況のなかで、当社グループは引き続き、地域に密着した営業を展開するとともに、商事部門では物流の効率化、ホテル部門ではお客様が快適に過ごせるサービスの提供に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は1,264億23百万円（前年同期比2.7%増）、営業利益は28億93百万円（前年同期比5.9%増）、経常利益は33億65百万円（前年同期比8.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は22億62百万円（前年同期比10.3%増）となりました。

なお、商事部門において、当連結会計年度末の米穀の正味売却価額が取得原価より著しく下落したことから棚卸資産の評価の見直しを行い、棚卸評価損497百万円を計上したため、売上原価が増加しております。

事業部門別セグメントの概況は次のとおりであります。

商事部門

商事部門につきましては、物価高騰による消費者の節約志向が継続するなか、企業間競争の激化、物流コストの上昇等、依然として厳しい事業環境となりました。

このようななかで、商品供給を的確に行うとともに、新規取引の獲得、新商材の提案などを積極的に行ってまいりました。

売上高の内訳は、食品では、加工食品、菓子が前年並みに推移したものの、酒類、冷凍・チルド商品が低調に推移し減収となりました。業務用商品では、燃料の販売数量が減少したものの、小麦粉並びに澱粉の販売数量の増加、油脂の販売単価の上昇及び業務用食材が順調に推移し増収となりました。飼料・畜産では、飼料は養鶏の生産者向け販売数量が減少したことに加え販売単価が低下し減収となりました。畜産は枝肉及び正肉の単価が低下したものの成豚の販売数量が増加し増収となりました。米穀では、精米、玄米共に販売数量が減少したもののいずれも単価が上昇し増収となりました。

その結果、商事部門の売上高は1,224億19百万円（前年同期比2.6%増）、営業利益は19億7百万円（前年同期比5.2%減）となりました。

ホテル部門

ホテル部門につきましては、各種イベントやスポーツ大会及び企業研修等の宿泊を取り込むことができた事に加え、インバウンド需要も順調に増加しており、稼働率が上昇し増収となりました。

その結果、ホテル部門の売上高は37億30百万円（前年同期比8.2%増）、営業利益は14億77百万円（前年同期比15.7%増）となりました。

不動産部門

不動産部門につきましては、賃貸料収入による売上高は2億72百万円（前年同期比0.3%増）、営業利益は2億66百万円（前年同期比3.4%増）となりました。

部門別の売上高

(単位：百万円)

区 分	前期 (2024年 4 月 1日から 2025年 3 月31日まで)		当期 (2025年 4 月 1日から 2026年 3 月31日まで)		前 期 比
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
食 品 (低 温 食 品 ・ 菓 子 ・ 酒 類 含 む)	74,237	60.3%	73,534	58.2%	99.1%
業 務 用 商 品	20,564	16.7%	21,326	16.9%	103.7%
米 穀	9,796	8.0%	13,288	10.5%	135.7%
飼 料 ・ 畜 産	14,775	12.0%	14,270	11.3%	96.6%
商 事 部 門 計	119,373	97.0%	122,419	96.8%	102.6%
ホ テ ル 部 門	3,446	2.8%	3,730	3.0%	108.2%
不 動 産 部 門	271	0.2%	272	0.2%	100.3%
合 計	123,092	100.0%	126,423	100%	102.7%

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 不動産部門の売上高は賃貸料収入であります。

(2) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資等の総額はリースを含めて7億36百万円であります。主な内容は、システム関係の老朽化対策に伴う設備投資などであります。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、引き続き雇用・所得環境の改善やインバウンド需要により景気回復が緩やかに進むものの、緊迫した中東情勢の長期化及びそれに伴う原油価格の変動をはじめとした不安定な国際情勢、継続する人手不足や長引く物価高の影響など、依然として先行きが不透明な状況で推移すると思われます。

食品流通業界におきましても、将来への不安感、物価上昇を始めとする生活環境の動向、人口減少・少子高齢化などの影響を受け、消費者の節約志向は継続するものと思われます。

また、ビジネスホテル業界におきましても、ビジネスやレジャー客及び訪日外国人の宿泊が順調に推移しておりますが、今後の宿泊を始めとするホテルサービス需要の動向や競合ホテルとの競争激化など、依然として厳しい環境が続くものと思われます。

このような状況のなかで当社グループは、商事部門では、加工食品、低温食品、酒類、業務用商品、飼料・畜産、米穀のフルライン体制の強みを生かすなかで、商品供給を的確に行うとともに、物流業務の効率化を図ってまいります。また、食品の品質に対する消費者意識が高まるなか、より安全・安心な商品の取扱いを進めてまいります。

ホテル部門では、快適で魅力ある客室の提供並びにクオリティの高いサービスの提供に努め、集客力強化の取り組みを継続してまいります。

不動産部門では、引き続き安定的な収益確保に取り組んでまいります。

これら各部門の取り組みに加え、財務体質の強化を図り、一段と厳しさを増す経営環境に耐えうる強固な企業体制を構築してまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第 52 期	第 53 期	第 54 期	第 55 期
	(2023年3月期)	(2024年3月期)	(2025年3月期)	(2026年3月期)
売 上 高 (百万円)	117,881	119,580	123,092	126,423
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	1,112	2,707	2,050	2,262
1 株当たり当期純利益 (円)	247.54	603.06	464.68	128.19
総 資 産 (百万円)	57,937	64,407	64,314	71,210
純 資 産 (百万円)	33,491	38,158	39,310	43,909

(注) 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算定しております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ユアサフナショク・リカー株式会社	52百万円	100.0%	酒類卸売業
株式会社ニュー・ノザワ・フーズ	50	100.0	米穀卸売業
ワ イ ・ エ フ 物 流 株 式 会 社	25	100.0	運送業
ワ イ ・ エ フ 石 油 株 式 会 社	25	100.0	揮発油販売業
ホテルサンライト株式会社	10	100.0	ビジネスホテル業
ワイケイフーズ株式会社	40	62.5	食品卸売業
太 陽 商 事 株 式 会 社	180	57.5	酒類卸売業
東 京 太 陽 株 式 会 社	30	100.0	飼料卸売業

(注) 東京太陽株式会社は、太陽商事株式会社の100%子会社であります。

(7) 主要な事業内容

区 分	主 要 な 事 業 内 容
商 事 部 門	食品(低温食品・菓子・酒類含む)、業務用商品、飼料・畜産、米穀の販売
ホ テ ル 部 門	ビジネスホテル、飲食店の経営
不 動 産 部 門	不動産の賃貸

(8) 主要な営業所及び工場

① 当社

地 域 及 び 営 業 所 数		名 称 及 び 所 在 地
営 業 所	千 葉 県(4店)	本 社(船 橋 市)、千 葉 支 店(千 葉 市) 旭 支 店(旭 市)、松 戸 支 店(流 山 市)
	東 京 都(5店)	東 京 支 店(墨 田 区)、埼 玉 支 店(墨 田 区) パールホテル両国(墨 田 区)、パールホテル茅場町(中 央 区) パールホテル新宿曙橋(新 宿 区)
	埼 玉 県(1店)	草加物流センター(草 加 市)
	神 奈 川 県(3店)	横 浜 支 店(横 浜 市)、パールホテル溝ノ口(川 崎 市) パールホテル川崎(川 崎 市)
	群 馬 県(1店)	パールホテル太田(太 田 市)
	兵 庫 県(1店)	関 西 支 店(神 戸 市)
工 場	千 葉 県(1工場)	高 瀬 精 米 工 場(船 橋 市)

② 子会社

会 社 名	所 在 地
ユアサフナショク・リカー株式会社	千 葉 県 市 川 市
株式会社ニュー・ノザワ・フーズ	東 京 都 東 村 山 市
ワイ・エフ物流株式会社	千 葉 県 千 葉 市
ワイ・エフ石油株式会社	千 葉 県 船 橋 市
ホテルサンライト株式会社	東 京 都 新 宿 区
ワイケイフーズ株式会社	千 葉 県 船 橋 市
太陽商事株式会社	神 奈 川 県 横 須 賀 市
東京太陽株式会社	東 京 都 中 央 区

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
商 事 部 門	204 (184) 名	13名減 (37名減)
ホ テ ル 部 門	67 (162)	1名減 (3名増)
管 理 部 門	32 (1)	2名増 (1名増)
合 計	303 (347)	12名減 (33名減)

(注) 1. 従業員数は、就業人員であり、月間158時間換算による臨時従業員は () 内に外数で記載しております。

2. 不動産部門は、各部門の従業員が兼務しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
216名	1名減	42.04歳	18.02年

(注) 従業員数には、使用人兼務取締役及び月間158時間換算による臨時従業員185名（前期末比7名増）は含まれておりません。また、出向者を除いております。

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 千 葉 銀 行	500百万円
株 式 会 社 千 葉 興 業 銀 行	300

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 39,400,000株
 (2) 発行済株式の総数 17,662,469株 (自己株式1,928,423株を除く。)
 (3) 株主数 2,328名 (前期末比135名増)
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
光 通 信 K K 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合 無 限 責 任 組 合 員 光 通 信 株 式 会 社	1,505千株	8.5%
昭 和 産 業 株 式 会 社	1,338	7.6
UHPartners2投資事業有限責任組合 無限責任組合員株式会社UHPartners2	1,328	7.5
株 式 会 社 榎 本 武 平 商 店	961	5.4
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDP AIF CLIENTS NON TREATY ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店 セキュリティーズ・サービスズ・オペレーションズ)	912	5.2
株 式 会 社 千 葉 銀 行	877	5.0
株 式 会 社 千 葉 興 業 銀 行	877	5.0
双 日 食 料 株 式 会 社	844	4.8
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 株 式 会 社	598	3.4
株 式 会 社 U H P a r t n e r s 3	571	3.2

(注) 1. 当社は、自己株式1,928千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

2. 持株比率は自己株式を控除し、小数点第2位以下を四捨五入して表示しております。

(5) 当年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	3千株	5名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. (2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2026年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 田 共 之	
常務取締役	奥 田 良 三	低温商品本部長 兼 千葉支店長
常務取締役	林 伸 二	食品本部長、米穀本部担当
取締役	和 氣 満 美 子	弁護士
取締役	足 立 政 治	公認会計士、コーユーレンティア株式会社社外監査役
取締役	石 橋 宏	管理本部長 兼 経営企画室長
取締役	大 山 修 一	ホテル事業本部長 兼 管理部長
取締役	野 田 聡	業務用商品本部長、飼料畜産本部担当
取締役	三 木 智 史	食品本部副本部長 兼 東京支店長
常勤監査役	齊 藤 進	
監査役	細 貝 隆 之	株式会社バイエフエム 代表取締役社長
監査役	池 田 成 樹	千葉総合リース株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役和氣満美子氏、足立政治氏は、社外取締役であります。
2. 監査役細貝隆之氏、池田成樹氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役和氣満美子氏、足立政治氏を株式会社東京証券取引所の定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 社外取締役足立政治氏は、公認会計士としての長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 2026年4月1日付で取締役の地位及び担当を以下のとおり変更いたしました。
- 常務取締役 石橋 宏 管理本部長 兼 経営企画室長
- 常務取締役 大山修一 ホテル事業本部長 兼 管理部長
6. 当社は、当社の取締役及び監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております（職務執行の適正性を保つための免責額の定めあり）。なお、当該保険の保険料は全額を会社が負担しております。当該保険の契約期間は1年間で、当該期間満了前に取締役会において決議の上、更新する予定であります。

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	126	112 (12)	14 (－)	11 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	11	11 (5)	－ (－)	3 (2)
合 計	137	123	14	14

- (注) 1. 使用人兼務取締役の支給額には、使用人分給与（賞与含む）36百万円は含まれておりません。
2. 2008年6月27日の第37回定時株主総会において、取締役の報酬等の額は、8名に対し年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役の報酬額は、4名に対し年額36百万円以内とすることが決議されております。
3. 2025年6月27日の第54回定時株主総会において、上記（注）2. 取締役の報酬等の額（年額200百万円以内）の範囲にて、対象取締役5名に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を設定することが決議されております。なお、対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数の上限を7,000株としており、当決議日以降に当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとしております。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割り当ての際の条件等は「(3) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

(3) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針について、報酬委員会へ諮問し答申を受けたうえ取締役会で決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の個人別の報酬等（固定の金銭報酬）の額又はその算定方法の決定に関する方針、ならびに、非金銭報酬等の内容（譲渡制限付株式）及び当該非金銭報酬等（譲渡制限付株式）の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針
 - (ア) 株主総会決議で、取締役全員の報酬等の総額の上限を定め、その総額の上限枠内で、個人別の報酬等の内容の決定を取締役会に一任しています。
 - (イ) 取締役の報酬等は、固定の金銭報酬及び非金銭報酬（譲渡制限付株式）としております。ただし、非金銭報酬は社外取締役を対象から除くことといたします。
 - (ウ) 当事業年度開始以降、6月に開催する取締役会までに、当期間（同年7月分から翌年6月分まで）の取締役の個別の金銭報酬の具体的金額及び非金銭報酬（譲渡制限付株式）の割当株式数について報酬委員会に諮問し答申を受け、株主総会から1ヵ月以内に開催する取締役会にて決議いたします。
 - (エ) 報酬委員会は、取締役の個人別の報酬等の額及び割当株式数について、当期間（同年7月分から翌年6月分まで）の取締役の個人別の地位、担当及び重要な兼職等を考慮することとしております。
 - (オ) 現段階では、業績連動報酬等、会社法施行規則第98条の5第1号の報酬等の額の、取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定は採用しないことといたします。
- ② 取締役に対し金銭報酬を与える時期または条件の決定に関する方針
 - (ア) 時期の決定は、6月の株主総会後の取締役会にて当期間（同年7月分から翌年6月分まで）分を行います。
 - (イ) 金銭報酬を与える時期は、毎月25日とし、原則として年額を12等分した金額を与えます。

- ③ 取締役（社外取締役を除く。）に対し非金銭報酬（譲渡制限付株式）を与える時期または条件の決定に関する方針
 - (ア) 時期の決定は、6月の株主総会后1ヵ月以内に開催される取締役会にて当期間（同年7月分から翌年6月分まで）分を行います。
 - (イ) 株式報酬を与える時期は、決定から1ヵ月以内とし、取締役会にて決定した株式数を割り当てます。
- ④ 取締役の個人別の報酬等の内容における決定に関する事項
報酬水準の妥当性及び評価の透明性を確保する観点から、半数以上を社外取締役が占める報酬委員会に諮問し答申を受け、取締役会にて決定しております。
 - (ア) 当該権限を受ける者の氏名並びに当該株式会社における地位及び担当
報酬委員会は、代表取締役社長（山田共之）、社外取締役2名（和氣満美子、足立政治）で構成することとしております。取締役会は、代表取締役社長（山田共之）、常務取締役2名（奥田良三、林伸二）、社外取締役2名（和氣満美子、足立政治）、取締役4名（石橋宏、大山修一、野田聡、三木智史）で構成することとしております。
 - (イ) 決定する内容
取締役の個人別の報酬等
 - (ウ) 権限が適切に行使されるようにするための措置の内容は、報酬委員会において、取締役の個人別の地位、担当及び重要な兼職等を考慮するという基準を設けた上で協議して諮問し、答申を受けた取締役会で決定いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況
取 締 役	足 立 政 治	コーユーレンティア株式会社社外監査役
監 査 役	細 貝 隆 之	株式会社バイエフエム 代表取締役社長
監 査 役	池 田 成 樹	千葉総合リース株式会社 監査役

(注) 上記の重要な各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況及び

社外取締役役に期待される役割に関して行った職務の概要

区 分	氏 名	活動状況及び社外取締役役に期待される 役割に関して行った職務の概要
取 締 役	和 氣 満美子	当事業年度中に開催された取締役会14回のうち14回のすべてに出席いたしました。取締役会において、弁護士としての専門的立場から監督、適宜助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。
取 締 役	足 立 政 治	当事業年度中に開催された取締役会14回のうち14回のすべてに出席いたしました。取締役会において、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割及び責務を果たしております。
監 査 役	細 貝 隆 之	当事業年度中に開催された取締役会14回のうち13回に、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。取締役会において、企業経営者としての豊富な経験から適宜、必要な発言を行っております。また、監査役会において、監査に関する重要事項の協議等を行い、代表取締役、会計監査人との意見交換を行っております。
監 査 役	池 田 成 樹	当事業年度中に開催された取締役会14回のうち14回に、監査役会13回のうち13回のすべてに出席いたしました。取締役会において、企業経営者や他社監査役としての豊富な経験から適宜、必要な発言を行っております。また、監査役会において、監査に関する重要事項の協議等を行い、代表取締役、会計監査人との意見交換を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称 仰星監査法人

(2) 報酬等の額

区 分	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	34百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が職務上の義務に違反するなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断したときには、監査役会は会社法第340条の規定により会計監査人の解任を決定いたします。また、そのほか会計監査人であることにつき支障があると判断されるときには、監査役会は会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定いたします。

(4) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<資 産 の 部>		<負 債 の 部>	
流 動 資 産	36,303	流 動 負 債	24,028
現 金 及 び 預 金	13,402	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	19,250
受 取 手 形	328	短 期 借 入 金	1,873
売 掛 金	15,826	未 払 法 人 税 等	800
商 品 及 び 製 品	1,890	賞 与 引 当 金	68
仕 掛 品	67	そ の 他	2,034
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,317	固 定 負 債	3,272
未 収 入 金	3,371	長 期 借 入 金	26
そ の 他	109	繰 延 税 金 負 債	2,977
貸 倒 引 当 金	△9	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	17
固 定 資 産	34,906	退 職 給 付 に 係 る 負 債	66
(有 形 固 定 資 産)	(16,422)	そ の 他	184
建 物 及 び 構 築 物	4,557	負 債 合 計	27,301
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	214	<純 資 産 の 部>	
土 地	11,064	株 主 資 本	35,415
建 設 仮 勘 定	287	資 本 金	5,599
そ の 他	299	資 本 剰 余 金	5,595
(無 形 固 定 資 産)	(390)	利 益 剰 余 金	25,370
ソ フ ト ウ エ ア	345	自 己 株 式	△1,149
そ の 他	45	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	8,059
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(18,093)	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	7,680
投 資 有 価 証 券	15,770	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	378
長 期 貸 付 金	134	非 支 配 株 主 持 分	434
差 入 保 証 金	1,879	純 資 産 合 計	43,909
繰 延 税 金 資 産	79	負 債 純 資 産 合 計	71,210
退 職 給 付 に 係 る 資 産	153		
そ の 他	201		
貸 倒 引 当 金	△126		
資 産 合 計	71,210		

連結損益計算書

(2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	126,423
売上原価	116,385
売上総利益	10,037
販売費及び一般管理費	7,144
営業利益	2,893
営業外収益	503
受取利息	23
受取配当金	376
持分法による投資利益	12
受取還付金	1
その他の	89
営業外費用	30
支払利息	25
雑損	4
その他の	1
経常利益	3,365
特別損失	54
固定資産処分損	54
税金等調整前当期純利益	3,311
法人税、住民税及び事業税	1,181
法人税等調整額	△142
当期純利益	2,271
非支配株主に帰属する当期純利益	9
親会社株主に帰属する当期純利益	2,262

招集
ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<資 産 の 部>		<負 債 の 部>	
流 動 資 産	33,027	流 動 負 債	21,368
現 金 及 び 預 金	11,661	支 払 手 形	123
受 取 手 形	320	買 掛 金	17,858
売 掛 金	14,530	短 期 借 入 金	800
商 品 及 び 製 品	1,587	未 払 金	1,279
仕 掛 品	56	未 払 費 用	56
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	887	未 払 法 人 税 等	611
前 払 費 用	78	預 り 金	142
短 期 貸 付 金	658	預 り 保 証 金	340
未 収 入 金	3,249	賞 与 引 当 金	56
そ の 他 金	0	そ の 他	99
貸 倒 引 当 金	△5	固 定 負 債	3,604
固 定 資 産	33,774	長 期 預 り 保 証 金	82
(有 形 固 定 資 産)	(14,517)	リ ー ス 債 務	40
建 構 物	3,913	繰 延 税 金 負 債	3,083
機 械 及 び 装 置	329	退 職 給 付 引 当 金	397
車 両 運 搬 具	106		
器 具 備 品	42	負 債 合 計	24,972
土 地	270	<純 資 産 の 部>	
建 設 仮 勘 定	9,566	株 主 資 本	34,159
(無 形 固 定 資 産)	(383)	資 本 金	5,599
ソ フ ト ウ エ ア	344	資 本 剰 余 金	5,583
そ の 他	39	資 本 準 備 金	5,576
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(18,873)	そ の 他 資 本 剰 余 金	7
投 資 有 価 証 券	15,338	利 益 剰 余 金	24,126
関 係 会 社 株 式	1,984	利 益 準 備 金	866
投 資 損 失 引 当 金	△12	そ の 他 利 益 剰 余 金	23,260
長 期 貸 付 金	300	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	154
差 入 保 証 金	1,350	別 途 積 立 金	12,148
保 険 積 立 金	41	繰 越 利 益 剰 余 金	10,957
破 産 更 生 債 権 等	7	自 己 株 式	△1,149
そ の 他 金	122	評 価 ・ 換 算 差 額 等	7,670
貸 倒 引 当 金	△259	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	7,670
資 産 合 計	66,802	純 資 産 合 計	41,830
		負 債 純 資 産 合 計	66,802

損 益 計 算 書

(2025年 4 月 1 日から)
(2026年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	112,182
売 上 原 価	104,297
売 上 総 利 益	7,885
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,638
営 業 利 益	2,246
営 業 外 収 益	659
営 業 外 費 用	14
経 常 利 益	2,891
特 別 利 益	5
投 資 損 失 引 当 金 戻 入 額	5
特 別 損 失	10
固 定 資 産 処 分 損	10
税 引 前 当 期 純 利 益	2,885
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	894
法 人 税 等 調 整 額	△55
当 期 純 利 益	2,047

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

ユアサ・フナショク株式会社

取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

東 京 事 務 所

指 定 社 員 公認会計士 吉 田 延 史
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 塩 川 直 子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ユアサ・フナショク株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユアサ・フナショク株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

ユアサ・フナシヨク株式会社
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人
東 京 事 務 所
指 定 社 員 公 認 会 計 士 吉 田 延 史
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 塩 川 直 子
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ユアサ・フナシヨク株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

招集
ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

ユアサ・フナショク株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 齊 藤 進 ㊞

社 外 監 査 役 細 貝 隆 之 ㊞

社 外 監 査 役 池 田 成 樹 ㊞

以 上

株主総会会場のご案内

【会 場】 千葉県船橋市本町 1 丁目10番10号
船橋商工会議所会館 6 階 (大ホール)
(電話)047-432-0211



【最寄駅】 京成船橋駅・J R 船橋駅・東武船橋駅

※駐車場がありませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。